

神戸市 建築物省エネ法に基づく認定等に係る手数料表（34条、41条関係）

区分	床面積		手数料							
	定義	区分	住宅				非住宅（住宅以外）③			
			戸建住宅①		共同住宅②					
			性能基準	仕様基準等※	性能基準	仕様基準等※	標準入力法等※	モデル建物法		
当初申請 （変更申請、 軽微変更該当 証明は変更 に係る部分の床 面積）	認定申請建築物 の新築等に係る 床面積の合計※	200㎡未満	37,000	20,000						
		200㎡以上	42,000	22,000						
	適合書なし	～300㎡未満				74,000	37,000	238,000	93,000	
		～1,000㎡未満				126,000	66,000	300,000	119,000	
		～2,000㎡未満						388,000	158,000	
		～5,000㎡未満				222,000	126,000	563,000	264,000	
		～10,000㎡未満				310,000	181,000	689,000	339,000	
		～25,000㎡未満				604,000	328,000	823,000	415,000	
		～50,000㎡未満				1,045,000	533,000	935,000	482,000	
		50,000㎡以上				1,923,000	940,000	1,187,000	644,000	
	認定申請建築物 の新築等に係る 床面積の合計※	200㎡未満		6,900						
		200㎡以上		7,400						
		適合書あり	～300㎡未満				12,000		12,000	
			～1,000㎡未満						22,000	
			～2,000㎡未満				28,000		35,000	
			～5,000㎡未満				66,000		103,000	
			～10,000㎡未満				103,000		151,000	
			～25,000㎡未満				165,000		198,000	
			～50,000㎡未満				234,000		239,000	
50,000㎡以上						368,000		352,000		

※34条に基づく性能向上認定申請

- ・住戸単位或いは建築物全体の棟単位で行うことができ、認定の対象範囲に応じた手数料は下表のとおり。
- ・複数の住戸の認定申請をする場合は、当該住戸部分の床面積の合計に応じた手数料とする。
- ・建築確認申請の申出をする場合は、上記の手数料に④を加算する。（①～④：上記および次頁手数料表より）
- ・仕様基準等（住宅）は使えません。
- ・1つの申請に複数棟ある場合は棟ごとの床面積の合計に応じた手数料の合計とする。

※41条に基づく消費性能認定申請

- ・建築物全体の棟単位のみ。
- ・仕様基準等の手数料となるのはすべての住戸が使用基準に適合する場合のみ。

建物用途	認定の対象範囲による手数料		
	住戸のみ	建築物全体	住戸＋ 建築物全体
戸建住宅	①	—	—
共同住宅	②	②	②
住宅・非住宅 複合建築物	①or②	①or②＋③	①or②＋③
非住宅建築物	—	③	—

※建築確認申請の申出をする場合は、上記手数料に裏面の手数料④を加算ください。

※「床面積の合計」とは

共同住宅の共用部分の1次エネを評価しない計算方法については、当該認定の申請に係る部分の床面積から共用部分の床面積を除いた床面積の合計をいう。

※「仕様基準等」とは

仕様基準、モデル住宅法（戸建）、及びフロア入力法（共同住宅）をいう。

※「標準入力法等」とは

標準入力法、BESTをいう。

区分	床面積		手数料④
	定義	区分	
建築確認申請 の申出	建築確認 認定申請建築物 の建築に係る床 面積の合計又は 変更に係る床面 積の合計の1/2 (床面積の増加 する変更にあっ ては、当該増加 する部分の床面 積)	30㎡以内	19,000円
		～100㎡以内	31,000円
		～200㎡以内	47,000円
		～500㎡以内	60,000円
		～1,000㎡以内	90,000円
		～2,000㎡以内	120,000円
		～10,000㎡以内	280,000円
		～50,000㎡以内	440,000円
		50,000㎡超	800,000円